

0(2)01-01

宮警本務第1484号

昭和44年7月30日

県本部各部課長
殿下各警察署長 殿

宮城県警察本部長

宮城県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令の制定について（通達）

警察職員が、職務執行に際して受けた物的損害を補償するため、「宮城県警察職員の職務執行に伴う私有物品の損害補償に関する訓令」を定め、昭和44年4月/日から適用しているが、昭和44年3月/日宮警本務第354号をもつてした運用通達は、今回次のように改正することとしたから、所属職員に周知させるとともに、つぎの事項に留意し、適正に運用されたい。

記

1 制定の趣旨

警察職員は、職務の特殊性から、犯罪の制止、犯人の逮捕等実力を行使して職務執行する場合、相手方の暴力により、所持していた私有物品に損害を受けた場合が少なくない。特に最近治安警備実施時に私有物品に損害を受ける例が多くなる傾向がみられるため、その損害の補償を制度的に確立して勤務意欲の高揚をはかり積極的な職務の執行を確保するため、この訓令を制定したものである。

2 適用範囲

(1) 「職務執行に伴つて」とは、おおむね次に掲げる行為に該当する場合であつて、これらの職務を執行中に受けた損害を補償の対象とする。したがつて、警らとか、事件事故現場へ出動する場合等において、単に遺失したような場合は含まない。

ア 犯罪が行なわれようとするとき、その行為を実力をもつて制止する行為

イ 実力をもつて犯人を逮捕する行為

ウ 逮捕のため追跡する行為

エ 押送、同行するとき、抵抗、逃走を制圧する行為

オ 保護するとき、抵抗等を制圧する行為

カ 災害警備（訓練を含む。）に従事中の行為

キ 雑踏警備（訓練を含む。）に従事中の行為

ク 治安警備（訓練を含む。）のため、部隊行動中の行為

ケ 交通整理（取締り）に従事中の行為

コ 職務質問のとき、相手方の暴力を制圧する行為

サ 人命救助に従事中の行為

また、勤務時間中における職務執行のほか、勤務時間外であつても、たとえば現行犯人の逮捕のように、職員として職務を執行したといえる場合は、当然これに含まれる。

(2) 「私有物品」とは、当該職員が当時携帯、着用または所持するなど、いわゆる占有の状態にあつたすべての物品をいい、借受けまたは依頼を受けて保管中の物品も含むものである。なぜならばこの訓令による損害補償の目的は当該職員の経済的負担を軽減しようとするものであるため、他人のものであつても、その損害が当該職員の負担となる場合など、所有権の有無にかかわらず損害を補てんして救済しようとする

趣旨であるからである。なお、私有物品に現金は含まれない。

また、「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年県条例第35号）」により支給されている被服等に損害を受けた場合は、同条例の規定により現場で交換または支給されることとなる場合は、同条例による。したがって支給、貸与等がなされない。たとえば血こんが付着して洗濯を要するようなときはその洗濯代が対象となる。

3 補償額

- (1) 補償額は、私有物品損害補償審査委員会において審査し、損害物品の耐用年数、損害の程度、品質などを考慮し、時価の範囲内で決定することとし、時価は、関係疎明資料および関係業者等の意見を参考として算定する。
- (2) 損害物品の耐用年数は次のとおりとする。

品名	耐用年数	備考
腕時計	10年	(参考法令)
眼鏡 フレーム レンズ	5 10	減価償却資産の耐用年数等に関する 省令(昭40.3大蔵省令第15号)を準用
万年筆	10	
背広	5	
ワイシャツ	2	

- (3) 損害物品の補償額は次の算定による。

$$\text{損害物品の購入時の価格} \times (1 - 0.1) \times \frac{\text{残存価格} \times \text{使用年数}}{\text{耐用年数}} = \text{自己消滅額}$$

$$\text{損害物品の購入時の価格} - \text{自己消滅額} = \text{補償額}$$

- (4) 物品の補修が可能なものであるときは、補修に要する実費額の範囲内で

補修するが、この場合において当該物品の経済的効果を考慮して、補修によつてもなお著しくその使用価値が減る場合（たとえば背広服の損傷の場合等）には、補修に要した実費額をこえて補修することもできるものとする。

なお、補修に要する実費額には、修理代はもちろん洗濯料も含まれる。

- (5) 眼鏡の損害補償額はフレーム（眼鏡枠）およびレンズを区分して補償額を決定する。

4 運用上の留意事項

- (1) 所屬長が補償の上申をするにあつては、損害を受けた事実、損害を受けた物品の品質などの立証について、つぎに掲げる疎明資料を事案ごとに選択して該当する事項を「関係資料」として上申書に添付すること。

ア 当該職員の申告書

イ 当該事実の目撃者があるときは、その者の現認証明

ウ 当該職員が平素当該物品を所持していたことを知っている者の証明

エ 被害状況の写真または現品

オ 当該物品を購入した業者名、年月日、品質などの証明（別紙ノ）

カ 当該職員が、購入金額等について明らかでない場合は、当該職員からの申立書（別紙ニ）

キ 上記申立書にもとづき業者からの見積証明（別紙三）

ク 当該物品の品質を知っている者の証明

- (2) 被害事実は、誇大に申告させることのないよう調査は正確に行なうとともに、反面損害の額が少額である申告についてもこれを放置することのないよう配慮すること。

以上

（担当係 警務部警務課給与係）

別紙 /

所
属
長

販 売 証 明 書

昭和 年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

住 所

名称又は商号

代表者氏名



所有にかゝる下記物品は、当社(店)において販売したことを証明いた
します。

記

販売物品名	単位	数量	単価	金額	販売年月日	備 考

損害をうけた物品の購入等に関する申立書

所
属
長

昭和 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

損害を受けた者の所属、階級
氏名

印

私は、昭和 年 月 日 のため
自己所有の 〇〇〇〇〇〇〇〇に損害を受けましたが、損害物品の購入
年月日等について次のとおり申し立てる。

記

損害物品名	単位	数量	単価	金額	損害を受けた物品の購入年月日	購入店名および住所

